

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

保健指導等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	保健指導等に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進を図ることを目的として、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児の訪問指導、母子健康診査等の次の事務を行う。 (特定個人情報ファイルを取り扱う事務) ・妊娠届の受理及び親子手帳(母子健康手帳)の交付 ・養育医療の給付と費用の徴収 (特定個人情報ファイルを取り扱わない事務) ・妊産婦の訪問指導 ・健康診査の実施 ・新生児の訪問指導 ・低体重児の届出受理 ・未熟児の訪問指導 妊娠の届出は現行の窓口受付に加え、令和5年3月22日よりマイナポータルぴったりサービスにより申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込み、申請の受付を開始。
③システムの名称	①子育て医療給付システム ②健康管理システム ③庁内連携システム ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス) ⑦申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健法による事務情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第38条3項1～8号
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42.48.71.80.95.96.112.125.161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44.50の20.73.82の1及び3.97の1～8.98.114.127.163条 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42.48.71.80.95.96.112.125.161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44.50の20.73.82の1及び3.97の1～8.98.127.163条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども局こども育成部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	熊本市総務局法制課情報公開窓口 860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
-----	--------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	熊本市こども局こども育成部こども支援課 〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番6号Spring熊本花畑ビル2階
-----	--------------------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I-5 ①部署	健康福祉子ども局子ども支援課	健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	I-5 ②所属長	子ども支援課長 江 幸博	健康づくり推進課長 今村 利清	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	I-7 連絡先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 860-8601 熊本市中央区平取本町1番1号	熊本市総務局法制課情報公開窓口 860-8601 熊本市中央区平取本町1番1号	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	I-8 連絡先	熊本市健康福祉子ども局子ども支援課 860-8901 熊本市中央区平取本町1番1号	熊本市健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 862-0971熊本市中央区大江5丁目1番1号	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	I-5 ①部署	健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課	健康福祉子ども局未発達子ども政策課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	I-5 ②所属長	健康づくり推進課長 今村 利清	子ども政策課長 池田 賢一	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	I-8 連絡先	熊本市健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 862-0971熊本市中央区大江5丁目1番1号	熊本市健康福祉子ども局未発達子ども政策課 861-8601 熊本市中央区平取本町1番1号	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和3年7月1日	III-1 詳細対象の事務の対象人数は几人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
令和3年7月1日	III-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	III-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	I-5 ②所属長	子ども政策課長 池田 賢一	子ども政策課長	事後	新様式への変更
令和3年7月1日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和3年7月1日	III-1 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	III-2 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	III-1 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	III-2 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	I-1+②	母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康維持及び増進を図るとともに、母子健康手帳の交付、妊産婦等生活の助指指導、母子健康診査等の次の事務を行う。 (特定個人情報ファイルを取り扱う業務) ・妊産婦の受理及び親子手帳(母子健康手帳)の交付 ・育児医療の給付と費用の徴収 ・育児医療の給付と費用の徴収 (特定個人情報ファイルを取り扱わない事務) ・妊産婦の助指指導 ・妊産婦の受理 ・新生児の助指指導 ・妊産婦の健康 ・新生児の助指指導 ・低体重児の届出受理 ・水痘児の助指指導	母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康維持及び増進を図るとともに、母子健康手帳の交付、妊産婦等生活の助指指導、母子健康診査等の次の事務を行う。 (特定個人情報ファイルを取り扱う業務) ・妊産婦の受理及び親子手帳(母子健康手帳)の交付 ・育児医療の給付と費用の徴収 (特定個人情報ファイルを取り扱わない事務) ・妊産婦の助指指導 ・妊産婦の受理 ・新生児の助指指導 ・妊産婦の健康 ・新生児の助指指導 ・低体重児の届出受理 ・水痘児の助指指導	事前	経緯届出において電子申請の受付開始に伴う変更
令和3年7月1日	I-1+③	①子育て医療給付システム ②産後ケアシステム ③市内連携システム ④市内内連携システム ⑤中間サーバー	①子育て医療給付システム ②産後ケアシステム ③市内連携システム ④市内内連携システム ⑤中間サーバー ⑥サービス連携、電子申請機能(マイナンバーびつたりサービス)	事前	経緯届出において電子申請の受付開始に伴う変更
令和3年7月1日	I-1+②	経緯の届出は現行の窓口受付に加え、令和5年3月22日よりマイナンバーびつたりサービスによる申請の受付を開始。	経緯の届出は現行の窓口受付に加え、令和5年3月22日よりマイナンバーびつたりサービスによる申請の受付を開始。【産後ケアシステム】により基幹システムに取り込み、申請の受付を開始。	事後	電子申請サービス(申請管理システム)により基幹システムに取り込み開始による
令和3年7月1日	I-1+③		①申請管理システム	事後	システム使用開始に伴う
令和3年7月1日	I-5-①	健康福祉子ども局未発達子ども政策課	こども局こども育成部こども支援課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため
令和3年7月1日	I-5-②	子ども政策課長	こども支援課長	事後	組織変更に伴う名称変更であるため
令和3年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年3月15日時点	令和5年7月1日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	I-8連絡先	熊本市健康福祉子ども局未発達子ども政策課 860-8901 熊本市中央区平取本町1番1号	熊本市こども局こども育成部こども支援課 860-0800 熊本市中央区花畑町9番6号 5階505号室(5階)	事後	組織変更に伴う名称変更であるため
令和3年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	年1回の定例算直しに伴う変更であるため
令和3年7月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。別表第1の4の項) 番号法第10の2の項で定める事務を定める命令 第40条第1～第10項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。別表第1の4の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の1の項で定める事務を定める命令 第38条第1～第9項	事後	マイナンバー法等改正のため
令和3年7月1日	(情報提供の根拠)番号法別表第2の項、16の2の項 番号法別表第2の項で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条	(情報提供の根拠)番号法別表第2の項、16の2の項 番号法別表第2の項で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第42.48.71.80.95.96.112.125.161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44.50.00.13.82の1及13.97の1～8.98.114.127.163条	事後	マイナンバー法等改正のため
令和3年7月1日	(情報提供の根拠)番号法別表第2の項、17の項 番号法別表第2の項で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第42.48.71.80.95.96.112.125.161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44.50.00.13.82の1及13.97の1～8.98.114.127.163条	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第42.48.71.80.95.96.112.125.161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44.50.00.13.82の1及13.97の1～8.98.114.127.163条	事後	マイナンバー法等改正のため